

平成16年(ワ)第14236号 損害賠償請求事件

原告 三井マリ子

被告 豊中市 外1名

原告第7準備書面

2005年12月26日

大阪地方裁判所第5民事部 合議2B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	寺	沢	勝	子
弁護士	川	西	渥	子
弁護士	大	野	町	子
弁護士	渡	辺	和	恵
弁護士	石	田	法	子
弁護士	宮	地	光	子
弁護士	長	岡	麻 寿	恵
弁護士	紀	藤	正	樹
弁護士	越	尾	邦	仁
弁護士	島	尾	恵	理
弁護士	乗	井	弥	生
弁護士	溝	上	絢	子

第1 寄付行為の変更について

1 4分の3の議決要件獲得へ向けての動きがない

被告財団第4準備書面では、被告財団は寄付行為36条で定める寄付行為の変更は4分の3以上の議決を得なければならないとの議決要件について、「書面表決書、委任状を含むものであり、過去の経験に照らして所定の定足数及び議決数を満たすことは十分可能であった。」と主張する。

しかし被告財団において寄付行為の変更の議決をしたことは過去にはない。委任状を含むものであるから過去の経験に照らして定足数を満たすことは可能であろうが、非常勤館長職を廃止し、原告をすてっぷから排除することについて「4分の3以上の議決を得」ることは「十分可能であった」とは到底いえない。

通常の財団であれば、館長職の廃止という寄付行為の変更を行う場合には、少なくとも被告財団の役員間での討議がなされるものであるが、理事は勿論、被告財団の役員である副理事長にさえ非常勤館長職の廃止は伝えられていなかった。

被告豊中市第3準備書面2頁によれば、「平成15年12月27日に被告財団の事務局長が副理事長に組織変更案の内容を説明したところ、寄付行為の変更までして館長職をなくすことはしない方がよいとの意向であった。」とされており、2003(平成15)年12月27日まで被告財団の役員である副理事長でさえ何ら知らされていなかったことが分かる。

理事長が役員である副理事長に伝えることもしていないのであり、理事長が被告財団の役員会を早急に開き、全理事に知らせ、理事数の4分の3の議決要件を満たすための合意形成を図るという通常行われる動きを2004(平成16)年1月10日まで

にした形跡はない。

被告財団事務局内において、非常勤館長職廃止を内容とする「組織体制の変更」について一度も議論されることなく被告豊中市が乙第8号証の「組織体制変更案」を決定したこと、これが通常のプロセスをとっていないことは原告第5準備書面において述べたとおりであるが、被告財団の理事会に関する手続きにおいても寄付行為の変更を伴う場合にとられる通常のプロセスを経していないのである。

被告財団は「寄付行為の変更を必要とする組織変更について理事会で当該組織変更を認めるということは、これに伴う手続きとして寄付行為の変更も認めなければならないのであって、両者に矛盾が生じることはありえない。」と主張する。

しかし、原告が問題としているのは、4分の3の議決要件を満たして理事会で「寄付行為の変更を必要とする組織変更」が議決される見通しがあったのか、実際にはなかったのではないかということおよび、少なくとも4分の3の議決獲得へ向けての動きを招集権者である理事長はするはずであるのに何もしていないことである。

2 大阪府知事の認可

また、被告財団は、寄付行為の変更について「事務局の設置は任意的記載事項であるから、変更認可申請要件が整ってさえいれば、認可庁の通常の見聞期間で認可される」と主張する。

原告が通常ありえないこととして問題としているのは、被告財団の理事長が「大阪府知事の認可を得る手続きおよびそれに要する日数についての検討」を念頭においた指示を2004（平成16）年1月10日までにしていないことである。

しかも、年度末にかかる時期でもあり、「認可庁の通常の決裁期間で認可される」かどうか分からない。

第2 とよなかすてっぷユニオンへの申し入れについて

1 被告財団事務局内での協議、検討もない

被告財団第4準備書面5頁では「理事会に議題としてあげるためには、事前に事務レベルで諸条件を検討・整理したうえで、理事会の判断を仰ぐのが通例であり、理事会において十分な審議を尽くし、決議をするためには前もってしかるべき準備をしておかなければならないことは、組織運営のあり方として今更言うまでもないことである。」とする。

しかし、非常勤館長職廃止を内容とする「事務局体制の変更」について、被告財団事務局内での協議、検討をしていなかったことは原告第5準備書面で述べたとおりである。

2003(平成15)年10月15日の被告豊中市が決定した乙第8号証の「事務局職員体制について」についても、被告財団事務局内で検討協議がなされることはなかった。

つまり、被告財団が主張する「通例」のこと、「組織運営のあり方として今更言うまでもない」ことが被告財団において行われなかったのである。

2 労使協議事項とする点について

被告財団第4準備書面では確認書(甲第36号証)に基づく労使協議事項であったので、事前協議の申し入れを行ったと主張する。

しかしながら、甲第36号証によれば、被告財団は組合との団体交渉において、当局見解として「人事に関する事項については

要求に応じられない」とし、今後の財団の方向性に対しては、当局回答は「運営、管理に関する事項は交渉にはなじまないと考える。」としてきた。

とりわけ寄付行為の変更を伴う非常勤館長職の廃止を内容とする「組織体制の変更」について、理事には何も知らされておらず、理事の4分の3以上の議決要件を満たすか否かも分からない状況の下で第三者であるユニオンに示されることは通常ではありえない。

大阪府知事の認可が必要である寄付行為の変更について、認可は勿論のこと理事会の決議もない段階で第三者であるユニオンへの申し入れとして、寄付行為の変更内容が示されることも通常ではありえない。

3 (候補者の)「内諾が得られれば理事会で承認されるはず」

被告財団第1準備書面14頁では、被告豊中市人権文化部長、男女共同参画推進課長が、事務レベルの段階として「内諾が得られれば理事会で承認されるはずとの見込みで候補者の意向打診をしていたが、新館長と事実上決定したこともなく、また事実上決定できる立場にもない。」と主張する。

被告財団の寄付行為の変更は理事会の4分の3要件を満たして議決しなければならないこと、被告豊中市人権文化部長、男女共同参画推進課長が決定できる立場にもないことは当然のことである。

しかし、被告豊中市および被告財団は候補者の「内諾が得られれば理事会で承認されるはず」としている。

要するに、「市長の意向」に添い被告豊中市の市長の了解があって、候補者の内諾さえ得られれば、「理事会で承認されるはず」

として被告豊中市は全てを行ってきたのである。

しかも、ユニオンに申し入れがなされたのは2003(平成15)年12月25日であり、被告財団副理事長に内容が示されたのは2003(平成15)年12月27日であると言うのであるから、被告財団の役員が知らない間に理事長名で「組織体制の変更案」が第三者であるユニオンに申し入れという形で示されたのである。

すなわち、被告財団の事務局スタッフが無視されたばかりか、被告財団の役員も無視されて進んでいったのである。

第3 事業課長のプロパー化

1 事業課長のプロパー化の時期

(1) 被告財団第4準備書面

被告財団第4準備書面においては、「今回の組織変更においては事業部門を中心とした強化のために事業課長を中心とした事業展開を考えており、派遣職員(事務局長)を1名減員し、常勤プロパー事務局長と常勤プロパー事業課長2名を採用する予定であった。」と主張する(11頁)。

(2) 被告豊中市の主張

しかし、被告豊中市第2準備書面9頁では、「事務局長が兼務している事業課長をプロパー化し事業課長を中心とした事業展開が必要であるが事業課長のプロパー化は課題とする。」予定であったと主張している。

また、丙第16号証の第3回理事会議事録1頁では「(市派遣職員の)減員については、市の目標年度は平成17年度までに3人から2人に減らし」とあり、被告豊中市の行財政改革における

市派遣職員の減員の市の目標年度は2005(平成17)年度までに3人から2人に減らすということでこれに沿った2003(平成15)年10月15日の乙第8号証の決定がされたのである。

被告豊中市第3準備書面5頁でも同様に「事業課長のプロパー化は課題として遅くとも平成17年度に実現するという形にしてワンクッションを置いた上、今後平成16年度予算確定までにプロパー化に努力する」「乙第8号証の表にあるように事業課長には派遣職員を充てておき、平成16年度予算が最終確定するまでに機会をとらえ事業課長のプロパー化実現に向けて努力するという考え方であった。」としている。

つまり被告豊中市の主張によれば、2003(平成15)年10月15日に決まっていたのは事務局長のプロパー化と非常勤館長の廃止に伴う原告の雇止めであり、事業課長のプロパー化は課題とされていたのである。

そして被告豊中市は、市長、助役に直接説明し事業課長のプロパー化についての判断を求め予算確保の内諾を得たとする。しかも、「事業課長の人件費は最終的には理事会で採用時期、方法等の具体的な見通しを財団で決定しなければ概算算定さえできない」と主張しているのである。

従って、被告豊中市の主張および乙8号証によれば、「事業課長のプロパー化」は課題であり、2005(平成17)年度に実施する予定であった。

(3) 被告財団では「事業課長のプロパー化」についても検討されていない

被告財団事務局内で何らの検討がなされてこなかったことは

原告第5準備書面において述べたとおりである。

また、被告豊中市の主張は前記のとおりであるから、2003（平成15）年12月16日、すなわち被告豊中市が訴外桂の内諾を得るまでは、事業課長のプロパー化は課題とされていたにすぎない。

従って、被告財団主張の「派遣職員（事務局長）を1名減員し、常勤プロパー事務局長と常勤プロパー事業課長2名を採用する予定であった。」ということはない。

(4) このように「事業課長のプロパー化」は課題とされていたのであり、2004（平成16）年4月1日実施が不可欠であったこととはない。

2 非常勤館長職廃止のみが決まっていた

被告財団は「常勤プロパー事務局長と常勤プロパー事業課長2名を採用する予定であった。従って、プロパー化しても1名増員となる関係で、全体として人件費は増加することになるので、非常勤館長職を廃止して事務局長に一本化することを検討していたのである。」（第4準備書面11頁）と主張するが、被告豊中市の主張とも乙第8号証とも異なっている。

すなわち、乙第8号証によって明らかなおり、決まっていたのは非常勤館長職廃止なのである。

第4 懸案事項について

被告豊中市は市長、助役ともに、本件非常勤館長職廃止にかかる事項は、懸案事項にはないと回答した。

被告豊中市によると、非常勤館長職廃止について「財政当局に、予算要求するためその具体化を協議して決めた」（被告豊中市第

4 準備書面 9 頁、12 頁ほか)とするものの、結局、2004(平成16)年度の予算要求説明書は、とりあえずの2003(平成15)年度予算に基づいて作成された。すなわち、非常勤館長がいて、賃金の支払いがなされる内容の乙第11、12号証、甲第34号証以外に、何ら具体化した予算額を示した予算要求説明書も懸案事項もないということになる。

結局、被告豊中市の主張によれば、財政当局に「考え方」を示しただけで、「その後の予算額の折衝」抜きに2004(平成16)年1月15日に被告市豊中市から財団に対する補助金額の内示が出たということになる。

とりわけ「懸案事項」については、被告豊中市第3準備書面4頁において「当初要求段階では要求金額が固まらないため、財政当局に制度の考え方を説明し、予算折衝を重ながら、助役懸案、市長査定といったプロセスを経て予算要求額が確定していくことになる。」とほかならぬ被告豊中市が主張していたので、その提出を求めていたのである。

これさえもないということになれば、実際とは異なる架空の予算要求説明書のみで「懸案事項」にも含めずに、非常勤館長職廃止について「財政当局に、予算要求するためその具体化を協議して決めた」というものであり、いよいよ通常ではありえないことである。

更に「財政当局に、予算要求するためその具体化を協議して決めた」と主張するのに具体化したはずの給与費の内訳を明らかにした給与費見積書を記載した予算要求説明書が提出されず、「懸案事項」にもあげられず、事実とは異なる予算要求説明書が財務部長に提出され、「考え方」が財務部に示されたのみで、予算額

の数値抜きに2004（平成16）年1月15日に被告豊中市の補助金予算の内示がなされたのであり、これは、地方自治法第211条、地方自治法施行令、これを受けて定められた豊中市財務規則5条に違反する。

しかも、常勤プロパーの事務局長の候補者には被告豊中市人権文化部でリストをつくり、2003（平成15）年11月から当たっている。常勤プロパーの事務局長の給与手当などの概算の算定をしないで候補者に当たることもありえない。

豊中市財務規則に違反してでも進めなければならない力が働いていたと言わざるをえない。

第5 すてっぷの組織体制変更案の作成時期と男女共同参画推進条例制定の時期は『たまたま重なった』のか

1 はじめに

被告豊中市は、第5準備書面において、「男女共同参画推進条例案をどうしても通したい市が、バックラッシュ勢力に屈し、原告をすてっぷ館長から排除するという密約を同勢力と交わしたと推認できる」との原告の主張は、すてっぷの組織体制変更案の作成時期と条例制定時期が『たまたま重なった』ことを恣意的に結びつけるもの、事実の誤認、一方的な間違っただけの思い込み、全くの誤った邪推、こじつけと決めつける。以下、これに対して反論する。

2 豊中市男女共同参画推進条例制定の経緯の不可思議

被告豊中市は、男女共同参画推進条例（以下、条例という）の制定と原告の排除とは無関係で、反対勢力との『密約』など無かったといわんがために、第5準備書面において、条例制定に向け

た被告豊中市の努力と熱意と独自の判断を縷々述べる。

被告は、男女共同参画推進条例の制定に向けての市長の条例制定の意思表示の時期、議会对策としての説明を始めた時期等に関する原告の主張に対し、もっと早い時期から行動をしていた旨述べるが、時期的なものに関する原告の主張は、遅くともこの時期迄にはしていたであろうとの趣旨であり、被告の主張を争うものではない。

また、豊中市男女共同参画推進条例が、苦情処理委員会の設置、訴訟資金の貸付け等という先進的な内容を持つことや、条例の成立にむけて、担当者が資料作り、議会对策等に努力されたであろうことも否定しない。

しかしながら、当初の条例案上程の予定であった2003（平成15）年3月定例会を前に2002（平成14）年夏ごろから、条例制定に反対する動きが議会の内外で表面化し、秋から冬にかけて市議会における反対意見も目立ってきた。

被告豊中市第5被告準備書面は、「条例上程に関して様々な意見や要望が出されていることや男女共同参画社会に関する考え方や必要性についても、議会説明が十分できていない」という状況の中、審議が長期化して継続審議、廃案となるおそれを回避するために用意していた条例案の2003（平成15）年3月定例会への上程を諦めざるを得なかった事情を述べている。その表現は抑制的ではあるが、同書面からは、被告豊中市が、この時期、このような動きへの対策に相当程度苦慮していたことが滲み出ている。

被告豊中市は、安全のために自らの判断で上程しなかったのであり阻止されたのではないといたいようであるが、上程を諦め

ざるを得なくするというのもまた阻止である。

さて、3月定例会への条例案の上程は見送ったものの、被告豊中市は、市長公約であるこの条例を、内容的にいささかの妥協もせず、無修正で通したいという強い思いを持っていたことは間違いなく、それに向けての万全の議会説明、議会対策をとったであろうことは想像に難くない。

なお、国、地方自治体の議会では、「円滑な政策遂行」「円滑な議事進行」のため、審議に先立って、議員に根回しが行われること、通る見込みのない条例案は上程しないというのが、関係者の常識である。被告豊中市が条例案を3月定例会に上程しなかったのも同様であり、9月定例会に条例案が上程されたのも、ほぼ条例賛成の意向は取り付けられていたからである(ちなみに9月定例会上程の条例案と3月定例会上程を見送った条例案は内容は変わっていない)。

被告豊中市は、担当者らが、男女共同参画社会に関する考え方や必要性等について議会説明に回り、十分な理解を得る努力を重ねたという。

しかしながら、9月定例会の審議経過の制定反対派議員らの発言を見ると、およそ男女共同参画社会に関する考え方や必要性等を十分に理解したとは言い難い、3月定例会等での発言から一歩も進んでいない発言が続いている。

それにもかかわらず、審議当日は、条例案は賛成多数で無修正で可決された。反対派議員の先鋒である北川議員も条例案のほぼ全条文を非難しているにもかかわらず、賛成演説だと締めくくった。

このような審議経過と、それまでのすてっぷおよび原告に対する激しい攻撃やその後の常勤館長選考の不可解な経緯を照らし合わせると、条例の無修正制定のため制定反対のバックラッシュ勢力を黙らせ、納得させる何か、すなわち原告の排除との取引での根回しがあったとしか考えられない。

- 3 すてっぷの組織体制の変更は、2004（平成16）年度に不可欠ではなかった

被告らは、「財団の組織体制の強化は財団設立当初からの課題であって、館長職の位置づけを含めた事務局体制強化のための組織変更は平成14年以来一貫して構想されてきたが、市派遣の事務局長が任期満了で市に復帰する平成16年4月に照準を合わせて実現化を図った」と主張し、原告の雇い止めは、すてっぷの組織体制の変更の必要上であって、この組織体制変更案の作成時期と男女共同参画社会推進条例の制定時期は『たまたま重なった』ものにすぎないと言う。

しかし、上記二つが『たまたま重なった』と言うには、組織体制の変更が2004（平成16）年度にされることが不可欠でなくてはならない。その点について、被告らは、不可欠の論拠として以下の4つをあげる（第1準備書面 豊中市15頁、17～18頁、財団13～14頁）。それに対して、原告第2準備書面（8月22日付）の反論に加え、以下にそのいずれも根拠がないことを示す。

- (1) 論拠1・「市から派遣されていた山本事務局長は平成16年度に市に復帰するが、その後任の派遣は、派遣法による本人同意が必要なことや事務局長が市の課長級相当職のため極めて困難な状況にあった。」

ところで、当時の被告豊中市には、課長級および課長級への昇進条件を満たす課長補佐級の職員は、男女併せて数十人いた。男女共同参画社会基本法、同条例の趣旨からみて、事務局長が女性職員に限られる必要はないのでこの数十人が適任者候補といえる。仮に女性職員に限っても、10人近くの適任者が在籍していた。このような状況下で、たった一人の後任者を派遣することが、「極めて困難な状況」であるとは到底言いがたい。

(2) 論拠 2 ・「市の行財政改革の方針として、(すてっぷ) 派遣職員の暫時引き上げとプロパー職員の増員が決定されていた。」

上記「行財政改革の方針」とは、2000(平成12)年12月に市行財政活性化対策本部が同13年度から16年度までを目標年次に策定した「行財政改革第2期実施計画」と思われる。

同計画は、外郭団体の活性化を挙げ、その総論部分で「派遣職員の順次引上げ」を打ち出し、福祉公社など数団体の名を示してそれぞれの目標を掲げている。しかし、『すてっぷ』は、その対象に入っていない。

仮に、『すてっぷ』に対しても、同計画が「派遣職員の順次引上げ」を求めていたとしても、当時『すてっぷ』は既に、発足当初4人いた派遣職員を、事務局長兼事業課長、総務課長そして同課員の3人に減員していた。また、2004(平成16)年度に「派遣職員の引上げ」が求められていたという事実もない。

また、百歩譲って、それ以上の「派遣職員の引上げ」が不可欠であったとしても、それが事務局長でなければならない理由はない。

(3) 論拠 3 ・「平成16年度は、条例に基づく『男女共同参画推進計画』の運用開始時期であり、組織体制の変更(強化)が不可欠で

あった。」

2004（平成16）年3月26日に策定された同計画は、同年4月1日から2012（平成24）年3月31日までの8年間に、目標を暫時達成するよう定めている。

同計画には、『男女共同参画推進計画』の実施担当部署として『すてっぷ』の名が散見され、『すてっぷ』自体の項でも、「今後も整備、財団支援に努めます」と抽象的努力目標が規定されているが、2004（平成16）年度中の組織体制強化のための具体的活動を求められておらず、組織体制の変更が不可欠という状態ではなかった。

また、条例・計画の管理のための組織強化が必要であるなら、まず被告豊中市の男女共同参画推進課の体制強化が図られるべきではないかと考えられるが、同課の組織は2004・2005（平成16・17）年度に何の変更もない。

(4) 論拠4・「予算獲得の都合。すなわち、『日常の管理監督者にプロパー職員を採用し、事務局長が兼務していた業務課長にもプロパー職員を採用するという体制強化は、平成16年度に実施しなければ、市の財政悪化の影響で予算措置が極めて困難であった。事実、16年度には17年度から実施される3か年の財政再建対策が決定されており、もしプロパー化の予算要求を1年先送りしていれば、到底その実現は望めなかった。』」

被告の主張する「財政再建対策」とは、2004（平成16）年4月に設置された行財政再建対策室が同年11月に策定した「行財政再建指針」と「行財政再建計画」のことであろう。

同計画は、2005（平成17）年度からの3か年を目標としている。その指針と計画は、「あれもこれも」の総花主義でなく、

「あれかこれか」の施策の選択と集中を打ち出していた。当然、2005（平成17）年度予算もこの方針に基づいて編成され、時代の要請である「子育て支援」などの施策には手厚い措置を講じている。このことからみて、仮に上記の被告豊中市が言う要求を2005（平成17）年度に提出したとしても、条例が制定され、計画が策定されている「男女共同参画」施策に対しては、要求に見合う措置がなされていたことは想像に難くない。

2005（平成17）年度の予算の配分が市全体では30%カットであったにもかかわらず、「すてっぷ」がわずかに5%しか減額されていないことから、このことは裏付けられる。まして、年収1000万円前後の事務局長と同360万円の非常勤館長の代わりに、プロパー職員2人を雇用するというのであれば、人件費が増額になったとしても小額であって、プロパー職員2人の雇用が2004（平成16）年度でなければ無理であったという論旨には、無理があり、何十億円単位の問題を扱っている同指針・計画の前では大きな問題ではない。

以上、被告市があげる4点のいずれもが、「平成16年度の組織体制の変更（強化）が不可欠であった」とする根拠とはなりえず、「組織変更に伴う原告排除の動き」と「条例の制定」は、『たまたま重なったもの』ではなく、『たまたまを装って重ねられたもの』であると言えるのである。